

人工透析費用の医療扶助から自立支援医療への 切り替えに関する緊急要望

国の平成19年度概算要求において、生活保護受給者にかかる人工透析費用について、これまで生活保護法に基づく医療扶助で対応してきたものを障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）により対応する方針が示された。

生活保護受給者にかかる人工透析費用の負担は、従来から国の判断により医療扶助により対応してきたところである。

障害者自立支援法は、本年4月及び10月に段階的に施行され、地方自治体においては、短い準備期間の中で障害福祉サービスに係る膨大な新たな事務処理に追われ、未だに混乱しているところである。法律が未だ定着していないこのような時期に、更に生活保護受給者にかかる人工透析費用の負担方法の見直しが行われれば、新たな事務処理が発生し、法の円滑な施行の妨げにさえなりかねない。

また、今回示された方針で費用負担の方法が変更された場合、結果的に国が従来負担してきた費用の一部を単に都道府県及び町村に転嫁するものである。しかも、昨今の地方財政の厳しい環境下においては都道府県の財政運営に大きな影響を与えることになる。

こうした状況にかんがみ、国の見直し方針については撤回するよう強く求めるものである。

平成18年12月11日

全国知事会会長 麻生 渡